

尼崎市法人保育園施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人(以下「法人」という。)が、国の保育所等整備交付金又は子育て支援対策臨時特例交付金等を活用し、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(以下「保育所」という。)の施設整備及び設備整備を行おうとする場合において、当該事業(以下「事業」という。)に要する経費(以下「事業費」という。)の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この交付要綱において、施設整備とは、次の各号に掲げる整備内容をいう。

- (1) 創設事業 新たに保育所を整備することをいう。
- (2) 増改築事業 既存施設の現在定員の増員を伴う施設の建替えをすることをいう。
- (3) 改築事業 既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の建替えをすることをいう。
- (4) 大規模改修事業 国の保育所等整備交付金交付要綱(平成27年12月15日付け厚生労働省発雇児1215第4号)における「大規模修繕等」をいう。

(補助の対象)

第3条 補助対象は保育所のうち、児童福祉法第35条第4項の規定により認可を得て、本市内に設置された若しくは新たに設置する法人保育園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条の規定により認定を受けた施設を除く)で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 前条第1号に定める事業の補助対象は、尼崎市における保育の量確保事業に基づき、新たに設置する法人保育園とする。
- (2) 前条第2号に定める事業の補助対象は、既存の法人保育園とする。
- (3) 前条第3号に定める事業の補助対象は、既存の法人保育園のうち、昭和56年5月以前に建築確認を受けた建物とする。
- (4) 前条第4号に定める事業の補助対象は既存の法人保育園のうち、昭和56年5月以前に建築確認を受けた建物とする。ただし、保育環境改善対策事業補助金に申請することができる法人保育園は補助対象外とする。

(対象事業費)

第4条 対象事業費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本体工事費
- (2) 冷暖房設備工事費
- (3) 電気、ガス及び給排水設備工事費
- (4) 工事事務費
- (5) その他市長が必要と認める経費

2 他の公的助成又は公的融資を受ける経費は、補助の対象としない。

(補助金額)

第5条 市長は、この要綱に基づき、予算の範囲内において、法人が行う事業の事業費の一部を補助するものとする。補助金額は、兵庫県の「子育て支援特別対策事業実施要綱別表3」に掲げる基準額を上限に対象経費の4分の3を乗じて得た額とする。ただし、大規模改修事業においては、基準額を2,000万円以上4,000万円以下とする。

なお、算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする法人は、次の各号に掲げる書類を、市長の定める期日までに提出しなければならない。

なお、補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

(1) 補助金交付申請書（第1号様式）

(2) 事業計画書（第2号様式）

（補助金の交付等の決定）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により補助金の交付等の決定を行い、その旨を補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

なお、交付決定の段階で仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを除いた額について交付決定を行うこととする。

2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

なお、補助事業における消費税及び地方消費税相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

(1) 前項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第15条に定める実績報告（以下「実績報告」という。）を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において、前号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を消費税仕入控除税額報告書（第16号様式）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて当該金額を市に返還しなければならない。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内に、申請を取り下げることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（工事着工の届出）

第9条 補助事業者は、当該補助金に係る工事に着工したときは、速やかに工事着工届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助事業の変更）

第10条 補助事業者は、第6条により申請した補助事業の内容に変更が生じたときや、第7条第1項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更を受けようとするときは、補助金変更交付申請書（第5号様式）を、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、第7条の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第7号様式）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を事業中止（廃止）承認通知書（第8号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の遂行状況報告等）

第12条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、市長に当該報告をしなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事業遂行困難状況報告書（第9号様式）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

（完了届）

第13条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに事業完了届（第10号様式）を提出しなければならない。

（完了検査）

第14条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに市の完了検査を受けなければならない。また市の会計年度が終了し、事業が翌年度に繰り越すときには、年度終了後、市の出来高検査を受けなければならない。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業実績報告書（第11号様式）を、市の会計年度が終了し、事業が翌年度に繰り越すときには、年度終了実績報告書（第12号様式）を、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

（是正命令等）

第16条 市長は、前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを補助事業者へ命ずることができる。

2 前項の規定は、第12条第1項の報告があった場合に準用する。

3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、前条の規定に従って実績報告をしなければならない。

（額の確定）

第17条 市長は、第15条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該年度に交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第13号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が、交付決定額（第10条第2項の規定により変更された場合にあつては、同項の規定により通知された金額をいう。以下、同じ）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第18条 市長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、法人から提出される補助金交付請求書（第14号様式）により、補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に行った交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。

- (3) 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。
- (4) 尼崎市暴力団排除条例に規定する第2条第2項から第4項に該当するとき。
- (5) 暴力団等の利益になるとき。
- (6) 国の保育所等整備交付金又は子育て支援対策臨時特例交付金が採択後、当該交付金が取消されたとき。

2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（第15号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

（帳簿の備付け）

第20条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入および支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第21条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した厚生労働省が定める金額以上の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかなければならない。

（補助金の返還）

第22条 市長は、第17条第1項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内に期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、第19条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内に期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 市長は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供した場合において、当該部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、前条第1項に規定する市長の承認の日の翌日から15日以内に期限を定めて、その返還を命ずることができる。

4 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、第1項、第2項及び第3項の期限を延長することができる。

（加算金及び遅延利息）

第23条 補助事業者は、前条第2項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項、第2項又は第3項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納期期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

（補足）

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、主管局長が別に定める。

2 補助事業者は、補助金の交付等に関し国等から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年1月7日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 尼崎市保育所建設補助金交付要綱（平成17年5月1日施行）は廃止する。
ただし、平成26年度に着手し、平成27年度に事業完了した事業については、なお従前の例による。
- 3 この要綱は、平成29年2月22日から施行する。ただし、平成28年度に着手した事業については、なお従前の例による。
- 4 この要綱は、平成30年3月26日から施行する。ただし、平成29年度に着手した事業については、なお従前の例による。
- 5 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。ただし、令和2年度に着手した事業については、なお従前の例による。

第1号様式

補助金交付申請書

(元号) 年 月 日

尼崎市長 様

申請者

社会福祉法人の名称

主たる事務所の所在地

代 表 者 氏 名

尼崎市法人保育園施設整備事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、補助金の交付について次のとおり申請します。

1 補助を受けようとする事業の名称

2 補助金申請額

円

3 添付書類

- (1) 事業計画書（当該事業の資金計画書含む） 第2号様式
- (2) その他必要とする書類

誓約事項

尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、次のとおり誓約します。

- (1) 条例第2条第2号から第4号に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に役員が該当しないこと。
- (2) 上記(1)の該当の有無を確認するため、尼崎市から役員名簿の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
- (3) 本誓約書及び役員名簿を尼崎市が兵庫県警本部に提出するのに同意すること。

第2号様式

事業計画書

1 補助を受けようとする事業の名称

2 補助を受けようとする事業の概要

(1) 施設の名称			
(2) 事業の場所			
(3) 施設種別	保育所		
(4) 建物の構造			造
(5) 建築面積			m ²
(6) 延面積			m ²
(7) 利用定員	整備前		名 → 整備後 名
(8) 抵当権設定の有無		有 ・ 無	
(9) 総事業費			円
(10) 補助対象経費			円
(11) 補助金申請額			円
(12) 事業の期間			

着手(予定)年月日 (元号) 年 月 日

完了予定年月日 (元号) 年 月 日

3 補助を必要とする理由(整備の目的)

資金計画書

収入の部

(単位：円)

科目	予算額			備考
	年度	年度	合計	
市補助金				
借入金				借入先 ()
借入金				借入先 ()
自己資金				
合計				

支出の部

(単位：円)

科目	予算額			備考
	年度	年度	合計	
本体工事費				
解体撤去工事費				
仮設整備費				
耐震補強費				
設計・監理費				
その他経費				
合計				

<記入上の注意>

- ・2カ年に渡るときは、年度毎に記入すること。
- ・収支の計は年度ごとにそれぞれ一致する。

補助金交付決定通知書

(文 書 番 号)

(元号) 年 月 日

様

尼崎市長 稲村 和美

(元号) 年 月 日付けをもって交付申請のあった について、尼崎市法人保育園施設整備事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、次の条件を付けて交付決定したので通知します。

1 事業の名称

2 補助金額

円

3 交付の条件

- (1) 補助事業の実施に当たっては尼崎市法人保育園施設整備事業補助金交付要綱、法人保育園増改築・改築事業実施要領及び法人保育園大規模改修事業実施の規定を遵守すること。
- (2) 次の項目に該当したときは、補助金の取消しや返還の請求等を行うものとする。
 - ア 補助金を目的以外の用途に使用したとき
 - イ 補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
 - エ 暴力団等への利益となる行為へ使用したとき
 - オ 国の保育所等整備交付金又は子育て支援対策臨時特例交付金が採択後、当該交付金が取消されたとき。
- (3) 補助金は補助事業終了後、提出される補助金交付請求書に基づき支払う。
- (4) 事業費を含めて申請内容に変更が生じた場合、速やかに報告するとともに必要な申請を行うこと。
- (5) この事業は(元号) 年度内に工事着手し、原則、(元号) 年 月 日までに完了すること。なお(元号) 年度以内に工事着手が実施されなかった場合は、当該補助金を取消すものとする。

第 4 号様式

工 事 着 工 届

(元号) 年 月 日

尼崎市長 様

申請者

社会福祉法人の名称

主たる事務所の所在地

代 表 者 氏 名

次の事業について工事に着工しましたので、尼崎市法人保育園施設整備事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

1 事業の名称

2 施設の名称

3 事業の場所

4 建物の構造 造

5 建築面積 m²

6 延面積 m²

7 工事費 円

8 契約年月日 (元号) 年 月 日

9 着工年月日 (元号) 年 月 日

10 完成予定年月日 (元号) 年 月 日

補助金変更交付申請書

(元号) 年 月 日

尼崎市長 様

申請者

社会福祉法人の名称

主たる事務所の所在地

代表者氏名

(元号) 年 月 日付け(文書番号)で補助金交付決定のあった事業の内容を次のとおり変更し、尼崎市法人保育園施設整備事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、補助金の変更交付について次のとおり承認願いたく申請します。

1 補助を受けようとする事業の名称

2 主な変更内容

3 変更の理由

4 補助金変更申請額

(円)

円

※ 変更前を上段に()書き、変更後を下段に記入する。

5 添付書類

- (1) 変更後の事業計画書(当該事業の資金計画書含む)第2号様式
- (2) その他必要とする書類

誓約事項

尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。)を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、次のとおり誓約します。

- (1) 条例第2条第2号から第4号に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に役員が該当しないこと。
- (2) 上記(1)の該当の有無を確認するため、尼崎市から役員名簿の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
- (3) 本誓約書及び役員名簿を尼崎市が兵庫県警本部に提出するのに同意すること。

補助金変更交付決定通知書

(文 書 番 号)

(元号) 年 月 日



様

尼崎市長

(元号) 年 月 日付けをもって変更申請のあった 補助事業について、
尼崎市法人保育園施設整備事業補助金交付要綱第10条第2項に基づき、次のとおり変更して交付することを決定したので通知します。

1 補助する事業の名称



2 変更内容

補助金変更交付申請書に記載のとおり

3 変更後の総事業費及び補助金額

総 事 業 費		円
補 助 対 象 経 費		円
補 助 金 額		円
今 回 増 (減) 額 決 定 額		円

4 交付の条件

- (1) 補助事業の実施に当たっては尼崎市法人保育園施設整備事業補助金交付要綱、法人保育園増改築・改築事業実施要領及び法人保育園大規模改修事業実施の規定を遵守すること。
- (2) 次の項目に該当したときは、補助金の取消しや返還の請求等を行うものとする。
 - ア 補助金を目的以外の用途に使用したとき
 - イ 補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
 - エ 暴力団等への利益となる行為へ使用したとき
 - オ 国の保育所等整備交付金又は子育て支援対策臨時特例交付金が採択後、当該交付金が取消されたとき。
- (3) 補助金は補助事業終了後、提出される補助金交付請求書に基づき支払う。
- (4) 事業費を含めて申請内容に変更が生じた場合、速やかに報告するとともに必要な申請を行うこと。
- (5) この事業は(元号) 年度内に工事着手し、原則、(元号) 年 月 日までに完了すること。なお(元号) 年度以内に工事着手が実施されなかった場合は、当該補助金を取消すものとする。

事業中止（廃止）承認申請書

(元号) 年 月 日

尼崎市長 様

申請者

社会福祉法人の名称

主たる事務所の所在地

代 表 者 氏 名

(元号) 年 月 日付け（文書番号）で補助金交付決定のあった
補助事業について、尼崎市法人保育園施設整備事業補助金
交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり中止（廃止）しますので承認願いた
く申請します。

1 中止（廃止）する事業名称

2 中止（廃止）の理由

3 廃止予定年月日 (元号) 年 月 日

中止予定期間 (元号) 年 月 日 ～ (元号) 年 月 日

第 8 号様式

事業中止（廃止）承認通知書

（ 文 書 番 号 ）

（元号） 年 月 日

様

尼崎市長

（元号） 年 月 日付けをもって中止（廃止）申請のあった事業について、尼崎市法
保育園施設整備事業補助金交付要綱第 11 条第 2 項に基づき、次のとおり中止（廃止）す
ることを決定したので通知します。

（元号） 年 月 日付で申請のあった事業は、補助事業中止（廃止）承認申請書に記
載のとおり中止（廃止）する。

事業遂行困難状況報告書

(元号) 年 月 日

尼崎市長 様

申請者

社会福祉法人の名称

主たる事務所の所在地

代 表 者 氏 名

(元号) 年 月 日付け（文書番号）で補助金交付決定のあった事業について、尼崎市社会福祉法人保育園施設整備事業補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり事業の遂行が困難となったので報告します。

1 事業の遂行が困難な理由

2 今後の見通しと所見

第 1 0 号様式

事 業 完 了 届

(元号) 年 月 日

尼崎市長 様

申請者

社会福祉法人の名称

主たる事務所の所在地

代 表 者 氏 名

次の事業について完了しましたので、尼崎市法人保育園施設整備事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

1 事業の名称

2 事業の場所

3 事業の期間 (元号) 年 月 日 ～(元号) 年 月 日

4 完了年月日 (元号) 年 月 日

第 1 1 号様式

事 業 実 績 報 告 書

(元号) 年 月 日

尼崎市長 様

申請者

社会福祉法人の名称

主たる事務所の所在地

代 表 者 氏 名

次の事業が完了したことに伴い、尼崎市法人保育園施設整備事業補助金交付要綱第 1 5 条の規定に基づき、別紙を添えて事業実績を報告します。

1 事業の名称

2 事業の場所

3 事業の期間 (元号) 年 月 日 ～(元号) 年 月 日

4 完了年月日 (元号) 年 月 日

第11号様式(別紙)

1 実施施設の概要

- (1) 施設の名称
(2) 所在地
(3) 施設種別
(4) 設置主体及び経営主体
(5) 利用定員

現在定員(人)	増加定員(人)	合計(人)

2 施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費、仮設施設工事費を除く)

(ア) 敷地面積 m²

(イ) 敷地の所有関係

(ウ) 施設整備の区分

(エ) 建物の面積 建築面積 m²、延面積 m²

(オ) 建物の構造 造

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

(ア) 建物の面積 建築面積 m²、延面積 m²

(イ) 建物の構造 造

(ウ) 建築年月日 (元号) 年 月 日

(エ) 補助金の区分 (元号) 年度 : 国庫・民間・自己資金・その他

(オ) 処分(取り壊し)年月日 (元号) 年 月 日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 m²、延面積 m²

(イ) 建物の構造 造

(2) 支出済事業費総額

ア 主体工事費 円

イ 工事事務費 円

ウ 小計(本体工事費) 円

エ 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費
(解体撤去工事費) 円
(仮設施設整備工事費) 円

オ その他の工事費 円

カ 合 計 円

(3) 施行期間

ア 契約年月日 (元号) 年 月 日

イ 着工年月日 (元号) 年 月 日

ウ 竣工年月日 (元号) 年 月 日

エ 竣工後の事業開始年月日 (元号) 年 月 日

オ 解体撤去工事関係
(ア) 着工年月日 (元号) 年 月 日
(イ) 完了年月日 (元号) 年 月 日

カ 仮設施設工事関係
(ア) 工事期間 (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日
(イ) 仮設施設の使用期間 (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日

(4) その他参考事項(添付書類)

- ア 請負の場合は、工事請負契約書の写し
直営の場合は、支払領収書の写し
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し(仮設施設整備のみ)
- イ 工事完了を確認するに足る検査済証の写し
(建築基準法第7条第5項又は第18条第16項の規定による検査済証)
- ウ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- エ 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図
- オ 建物内外主要部分の写真
- カ 工事契約金額報告書
- キ その他必要な書類

尼崎市長 様

申請者

社会福祉法人の名称

主たる事務所の所在地

代 表 者 氏 名

年 度 終 了 実 績 報 告 書

次の事業について、尼崎市法人保育園施設整備事業補助金交付要綱第 1 5 条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて年度終了事業実績を報告します。

1 事業の名称

2 事業の場所

3 交付決定の内容

事業費 円

補助金額 円

4 年度内遂行実績

事業費 円

事業進捗率 %

補助金額 円

5 翌年度繰越額

事業費 円

補助金額 円

6 事業実施期間

着手年月日 (元号) 年 月 日

完了予定年月日 (元号) 年 月 日

第 1 3 号様式

補 助 金 額 確 定 通 知 書

(文 書 番 号)

(元号) 年 月 日

様

尼崎市長

(元号) 年度尼崎市法人保育園施設整備事業補助金として、尼崎市法人保育園施設整備事業補助金交付要綱第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり今年度交付する補助金を確定したので通知します。

- 1 補助金確定額 円
(2 カ年に渡る事業の場合は、当該年度分のみ)

第 1 4 号様式

補 助 金 交 付 請 求 書

(元号) 年 月 日

尼崎市長 様

申請者

社会福祉法人の名称

主たる事務所の所在地

代 表 者 氏 名

尼崎市法人保育園施設整備事業補助金交付要綱第 1 8 条の規定に基づき、次の金額を請求します。

1 請求金額 円

2 振り込み先

振込先金融機関

銀行名	支店名	預金種別	口座番号
口座名義人(フリガナ)			

補 助 金 交 付 決 定 取 消 通 知 書

(文 書 番 号)

(元号) 年 月 日



様

尼崎市長

(元号) 年 月 日付けをもって申請のあった事業補助金について、尼崎市法人保育園施設整備事業補助金交付要綱第 1 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

1 補助金額 円を取り消す

2 総事業費及び補助金額は次のとおりとする。

総 事 業 費		円
補 助 対 象 経 費		円
補 助 金 額		円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、別紙のとおりとする。

(取消しの理由)



第 1 6 号様式

(元号) 年度消費税仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日

尼崎市長 様

申請者

社会福祉法人の名称

主たる事務所の所在地

代 表 者 氏 名

(元号) 年 月 日付け(文書番号)で補助金交付決定のあった保育所緊急整備補助金について、尼崎市法人保育園施設整備事業補助金交付要綱第7条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 補助金の額の確定額 金 円
- 2 消費税の申告の有無(どちらかを選択) 有 ・ 無
- (2で「無」を選択の場合は以下不要)
- 3 仕入控除額の計算方法 一般課税 ・ 簡易課税
- (3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要)
- 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
- 6 補助金返還相当額(5から4の額を差し引いた額) 金 円

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 補助金変換相当額がない場合であっても、報告すること。